

件名：

インディアナ州自動車局へ提出する自動車運転免許証抜粋証明の発行方法

ポイント：

2021年6月1日から運用が開始された日本政府とインディアナ州政府の運転免許簡素化合意について、インディアナ州自動車局 (Indiana Bureau of Motor Vehicles) へ提出する書類の中に在外公館が発行する自動車運転免許証抜粋証明 (3ヶ月以内に発行されたもの) が含まれています。同証明書の発行までには2週間程度の時間を要しますので、その申請方法についてご連絡します。

本文：

(1) インディアナ州自動車局 (Indiana Bureau of Motor Vehicles) に提出する書類の中に在外公館が発行する自動車運転免許証抜粋証明 (3ヶ月以内に発行されたもの) が含まれています。同証明書発行のためには、在外公館から日本の警察庁に照会をして、運転免許証の有効性を確認する必要があります。

(2) 警察庁に照会するため、運転免許証記載事項の情報が必要となることから、申請者におかれては、運転免許証の両面及び旅券の人定事項記載 (氏名・生年月日等の記載があるページ) のページをPDFファイルにして、添付書類としてメールで事前に申請する在外公館宛てに送って下さい。または、運転免許証の両面及び旅券の人定事項記載のページのコピーを当館宛てに郵便で送って下さい。なお、警察庁からの照会結果を得られるまで2週間程度の時間を要します。

(3) 運転免許証の有効性の確認が取れましたら、在外公館から申請者にご連絡をして、来館日の日程を調整します。

(4) 来館した際に運転免許証の原本の確認を行い、インディアナ州へ提出する自動車運転免許証抜粋証明を交付します。

【注意】 インディアナ州自動車局へ提出する自動車運転免許証抜粋証明発行の場合にのみ、上記 (2) ~ (4) までの手順が必要となります。

【当館領事メール】

「インディアナ州自動車運転免許申請時における技能試験の免除」

[100192934.pdf \(emb-japan.go.jp\)](#)

当館連絡先

○Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

○Fax: (312) 280-9568

○メールでの送付先: ryojil@cg.mofa.go.jp

○郵便での送付先: 737 North Michigan Avenue Suite 1100
Chicago, IL 60611 証明係

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。